

特定健康診査等実施計画

(第三期)

京葉ガス健康保険組合

平成30年 4月 2日

背景と趣旨

わが国は国民皆保険制度のもと高い医療水準等により世界最長の平均寿命を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化社会へと大きな環境変化に直面しており、この国民皆保険制度を今後も持続可能とするために、その構造改革が急務となっている。

特に、高齢化の急速な進展と生活習慣病の増加が顕著であり、死亡原因の約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1であること等から、生活習慣病の対策が必要となっている。

この状況に対応するために、保険者(健康保険組合)は高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、被保険者及び被扶養者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対しての保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年を一期として特定健康診査等実施計画を定め、平成30年度からの第三期目標を定めることとする。

当組合の現状

当健康保険組合は、千葉県北西部においてガス事業を主たる業務とする京葉ガス株式会社を中心とする組合である。

平成24年度末の事業所数は23事業所で、内20(9割)は千葉県に所在する。

一部の事業主及びその支店等は近隣の東京、茨城にあり、9割以上の被保険者及び被扶養者の居住地も千葉県周辺と把握している。

当組合の平成29年12月末時点の被保険者数及び被扶養者数は、被保険者の男性が8割(平均年齢45.68歳)、女性が2割(平均年齢41.30歳)、被扶養者の男性が3割(平均年齢12.51歳)、女性が7割(平均年齢31.72歳)、被扶養率は1.04である。

当組合の健康診断については、事業主と共同して事業主が労働安全衛生法に基づき行う定期健康診断に併せて、30歳以上の被保険者と被扶養者に対し当組合が保健事業として行っている生活習慣病予防健診を実施し、特定健康診査項目についても40歳以上の被保険者と被扶養者に併せて実施している。

また、定期健康診断を受診しない35歳以上の被保険者と被扶養者に対し、当組合との契約医療機関及び健保連契約医療機関での人間ドック健診の受診勧奨を行い、受診費用の一部について当健保は補助を行っている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖値、血圧値をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとっては生活習慣の改善に向けて、明確な動機づけと目標ができるようになる。

2. 被保険者に対して事業所が行う健康診断及び保健指導との関係

当組合では従来から事業主と共同して事業主が行う定期健康診断(巡回健診)に併せて、30歳以上の被保険者に対し生活習慣病予防健診並びに40歳以上の者に特定健康診断項目を実施してきたが、今後も同様に事業主と共同して行うこととする。

また、定期健康診断を受診しない35歳以上の被保険者に対しては、当組合が契約した医療機関及び健保連が契約した医療機関による人間ドック健診の受診勧奨を行い、被保険者の健診受診率の向上を図る。なお、人間ドックの受診による費用の一部について当組合は補助を行うことから個人負担があるものの、定期健康診断の受診には基本的に個人負担は発生しない。

受診結果は、当組合と事業主がデータで管理し、これに係る費用については労働安全衛生法に係る法定健診項目相当分については事業主が、他の項目相当については当組合が負担する。その詳細については別に定める。

3. 被扶養者及び任意継続被保険者の健康診断

当組合では従来から事業主と共同して事業主が行う定期健康診断(巡回健診)に併せて、30歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者に対し生活習慣病予防健診並びに40歳以上の者に特定健康診断項目を実施してきたが、今後も同様に事業主と共同して行うこととする。

また、定期健康診断を受診しない35歳以上の被扶養者と任意継続被保険者に対しては、当組合が契約した医療機関及び健保連が契約した医療機関による人間ドック健診の受診勧奨を行い、健診受診率の向上を図る。なお、人間ドックの受診による費用の一部について当組合は補助を行うことから個人負担があるものの、定期健康診断の受診には基本的に個人負担は発生しない。

さらに、定期健康診断又は人間ドック健診のどちらも受診せず、特定健康診査のみの受診を希望する被扶養者に対して、申出により特定健康診査受診券を発行し、居住地に近い医療機関での受診が可能である。

人間ドックの受診による一部費用の個人負担はあるものの、定期健康診断と受診券による特定健康診査の受診において、基本的に個人負担は発生しない。

4. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一目的は、生活習慣病に移行させないことであり、また、生活習慣病を発症している者は重症化とならないことである。

そのために保健指導を行い、対象者自身が自分の健診結果を理解し、自らの生活習慣を見直し、より良い生活スタイルへ変えることが出来るように支援することにある。

I. 達成目標

1. 特定健康診査の実施にかかる目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。

この目標を達成するために、平成26年度以降の実施率目標を以下のよいに定める。

(%)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
被扶養者	59.2	59.9	60.5	62.0	62.7	66.7	—
計	87.4	87.7	88.0	88.6	88.8	90.0	90.0

※平成28年度の被保険者と被扶養者を合計した受診率は82.7%であった。

2. 特定保健指導の実施にかかる目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を55.0%とする。

この目標を達成するために、平成26年度以降の実施率目標を以下のよいに定める。

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
40歳以上の対象者(人)	2,460	2,480	2,490	2,490	2,500	2,510	—
特定保健指導対象者(推計)	415	410	400	395	385	380	—
実施率(%)	29.9	34.4	39.5	44.3	49.9	55.0	55.0
実施者数(人)	124	141	158	175	192	209	—

※保健指導に当たっては外部委託し、事業主と共同して被保険者から優先し、被扶養者については平成28年度以降外部委託を検討する。

※平成28年度の特定保健指導対象者数は396人、実施者数は62人、したがって、実施率は15.7%であった。

Ⅱ. 特定健康診査等の対象者数

1. 対象者数

(1) 特定健康診査の対象者数

被保険者	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計)	500	500	500	500	500	500
40歳以上の対象者	1,700	1,720	1,730	1,740	1,750	1,760
目標実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
目標実施者数	1,700	1,720	1,730	1,740	1,750	1,760

被扶養者	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計)	500	500	500	500	500	500
40歳以上の対象者	760	760	760	750	750	750
目標実施率(%)	59.2	59.9	60.5	62.0	62.7	66.7
目標実施者数	450	445	460	465	470	500

被保険者＋被扶養者	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
40歳以上の対象者	2,460	2,480	2,490	2,490	2,500	2,510
目標実施率(%)	87.4	87.7	88.0	88.6	88.8	90.0
目標実施者数	2,150	2,175	2,190	2,205	2,220	2,260

※対象者とは事業主が行う定期健康診断を受診する被保険者を除外した者で、保険者として実施すべき数(人間ドック受診者は対象とする)

※40歳以上の対象者は、全対象者数

(2) 特定保健指導の対象者数

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上の対象者	2,460	2,480	2,490	2,490	2,500	2,510
動機付け支援対象者	175	175	170	170	165	165
実施率(%)	5.7	11.4	17.6	23.5	30.3	36.4
実施者数	10	20	30	40	50	60
積極的支援対象者	240	235	230	225	220	215
実施率(%)	47.5	51.5	55.7	60.0	64.5	69.3
実施者数	114	121	128	135	142	149
保健指導対象者計	415	410	400	395	385	380
実施率(%)	29.9	34.4	39.5	44.3	49.9	55.0
実施者数	124	141	158	175	192	209

Ⅲ. 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

(1) 特定健康診査の実施場所

被保険者及び被扶養者の特定健康診査は次の表のいずれか一つを年1回受診するものとする。

- ①組合が事業主が行う定期健康診断と共同して実施する30歳以上の被保険者、被扶養者、任意継続被保険者に対して行う生活習慣病健診に併せて実施。
- ②事業主が行う定期健康診断に併せて受診しない者で、35歳以上の被保険者、被扶養者、任意継続被保険者の希望者が受診する人間ドック健診に併せて実施。
- ③上記の①、②どちらの健診も受診しない40歳以上の被扶養者のうち希望者に対し発行した特定健康診査受診券による集合契約医療機関での実施。

	実施場所		
	①定期健康診断	②人間ドック	③集合契約A・B
	30歳以上	35歳以上	40歳以上
被保険者	○	○	—
被扶養者	○	○	○
任意継続被保険者	○	○	—

(2) 特定保健指導の実施場所

- ①保健指導対象者が勤務する事業所又は、近隣の健保加入事業所の会議室等において特定保健指導を実施する。
- ②被扶養者の保健指導については別途調整する。

2. 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に記載されている健診項目とする。

3. 実施時期

実施時期は次の表の各健診に併せて実施する。

健診名	実施時期
事業主が行う定期健康診断	5月～6月に実施
人間ドック	4月～12月に受診
集合契約A・B	通年

4. 委託の有無

(1) 特定健康診査

- ①定期健康診断委託医療機関

- ②人間ドック契約医療機関(健保連の人間ドック契約機関を含む)
- ③健保連の契約集合契約医療機関

(2) 特定保健指導

- ①個別に契約した事業者に委託する。
- ②健康保険組合連合会千葉連合会が共同事業として契約した事業者に委託する。

5. 受診方法

- ①被保険者は、事業主からの定期健康診断及び人間ドック受診案内に従い必要な手続きを行い受診する。
- ②被扶養者並びに任意継続被保険者は、健康保険組合からの生活習慣病健診(定期健康診断)及び人間ドック受診案内に従い必要な手続きを行い受診する。
- ③被扶養者が特定健康診査のみ(集合契約A・B)を受診する場合は、健康保険組合から受診券を入手し受診する。

6. 周知・案内方法

周知又は案内は、機関紙等への掲載、事業主又は健康保険組合からの案内、ホームページ等を活用して行う。

7. 健診データの受領方法

- ①定期健康診断の健診データは、事業主と共同して実施した医療機関から受領する。
- ②人間ドックの健診データは、受診した医療機関から受領する。
- ③集合契約A・Bの健診データは、事務代行機関である社会保険診療報酬支払基金から受領する。

8. 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導対象者については、健康保険組合スタッフ及び委託先スタッフにより優先順位をつけて選出する。

IV. 個人情報の保護

当健康保険組合は、個人情報保護規定を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務により知りえた情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データの利用者は当健康保

険組合保健事業担当者等健保職員に限る。

外部委託する場合は、データの利用範囲・利用者等を契約書に明記する。

V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページ等に掲載する。

VI. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、必要がある場合には見直すこととする。

VII. その他

加入事業所のうち1事業所に保健師1名が在籍しているが、当組合には保健師等は在籍しておらず、特定保健指導については外部の保健指導事業者へ委託して実施することとする。